

母は神祇伯棟貞女)、貞辰親王(四品。母は女御藤原佳珠子か)、貞数親王(四品。母は中納言在原行平女)、貞真親王(三品。母は齋宮頭諸藤女)、貞頼親王(四品。母は木工允藤原直宗女)、源長猷(從三位。母は賀茂氏越中守岑雄女(または大野鷹取女)、源長淵(從四位上。母は大野鷹取女)、源長鑒(從三位。母は信濃守佐伯子房女)、源長頼(正四位下。母は大野鷹取女)、源載子(母は神祇伯良近女)がいる。子に宮内卿從四位上源國淵がいる(『本朝皇胤紹運錄』)。

貞元親王

さだもとしんのう

第五十六代清和天皇(嘉祥三年(八五〇)〜元慶四年(八八〇)の皇子。四品。閑院と号す。【生没】?〜延喜九年(九〇九)十一月二十六日。【系譜】母は參議藤原仲統女。兄に第五十七代陽成天皇、貞固親王(三品。母は治部大輔橘休蔭女)がいる。弟に貞平親王(三品。母は神祇伯良近女)、貞保親王(二品。母は皇太后藤原高子)、貞純親王(四品。母は神祇伯棟貞女)、貞辰親王(四品。母は女御藤原佳珠子か)、貞数親王(四品。母は中納言在原行平女)、貞真親王(三品。母は齋宮頭諸藤女)、貞頼親王(四品。母は木工允藤原直宗女)、源長猷(從三位。母は賀茂氏越中守岑雄女(または大野鷹取女)、源長淵(從四位上。母は大野鷹取女)、源長鑒(從三位。母は信濃守佐伯子房女)、源長頼(正四位下。母

は大野鷹取女)、源載子(母は神祇伯良近女)がいる。子に源兼忠、源兼信がいる(『本朝皇胤紹運錄』)。

貞平親王

さだひらしんのう

第五十六代清和天皇(嘉祥三年(八五〇)〜元慶四年(八八〇)の皇子。三品。【生没】?〜延喜十三年(九一三)三月六日。【系譜】母は神祇伯良近女。兄に第五十七代陽成天皇、貞固親王(母は治部大輔橘休蔭女)、貞元親王(四品。母は參議藤原仲統女)がいる。弟に貞保親王(二品。母は皇太后藤原高子)、貞純親王(四品。母は神祇伯棟貞女)、貞辰親王(四品。母は女御藤原佳珠子か)、貞数親王(四品。母は中納言在原行平女)、貞真親王(三品。母は齋宮頭諸藤女)、貞頼親王(四品。母は木工允藤原直宗女)、源長猷(從三位。母は賀茂氏越中守岑雄女(または大野鷹取女)、源長淵(從四位上。母は大野鷹取女)、源長鑒(從三位。母は信濃守佐伯子房女)、源長頼(正四位下。母は大野鷹取女)、源載子(母は神祇伯良近女)がいる。女子に一条君(京極御息所女房。後撰拾遺集作者)がいる(『本朝皇胤紹運錄』)。

貞保親王

さだやすしんのう

第五十六代清和天皇(八五〇〜八八〇)の皇子。二品。式部卿。南宮と号す。【生没】貞観十二年(八七〇)〜延長

二年(九二四) 六月十九日。【系譜】母は皇太后藤原高子。

兄に第五十七代陽成天皇、貞固親王(三品。母は治部大輔橘休蔭女)、貞元親王(四品。母は参議藤原仲統女)、貞平親王(三品。母は神祇伯良近女)がいる。弟に貞純親王、貞辰親王、貞数親王、貞真親王、貞頼親王、源長猷、源長淵、源長驥、源長頼、源載子がいる。子に源国忠、源国珍、基淵がいる(『本朝皇胤紹運録』)。【歴史・伝説】管弦に長じていたことで知られている。貞保親王が桂川の山庄で管弦の遊びをした時に唐の琵琶博士廉承武の霊が現れた(『古今著聞集』二二二)、貞保親王が用いていた箏には奇香があった(『著聞集』三三九)、花山院邸の中島にあったもちの木の下で常に笛を吹いていた(『古今著聞集』六四八)など逸話も多い。

貞純親王

さだすみしんのう

第五十六代清和天皇の皇子。四品。上総・常陸太守。桃園親王と号す。【生没】?々延喜十六年(九一六)五月七日(四十四歳薨去説と六十四歳薨去説がある)。【系譜】母は神祇伯棟貞王女。兄に第五十七代陽成天皇、貞固親王(母は治部大輔橘休蔭女)、貞元親王(母は参議藤原仲統女)、貞平親王(母は神祇伯良近女)、貞保親王(母は皇太后藤原高子)がいる。弟に貞辰親王(母は女御藤原佳珠子か)、貞数

親王(母は中納言在原行平女)、貞真親王(母は斎宮頭諸藤女)、貞頼親王(母は木工允藤原直宗女)、源長猷(母は賀茂氏越中守岑雄女か)、源長淵(母は大野鷹取女)、源長驥(母は信濃守佐伯子房女)、源長頼(母は大野鷹取女)、源載子がいる。子に経基王、経主がいる(『本朝皇胤紹運録』)。【歴史・伝説】一条大宮の桃園池に住む七尺の龍として人々の夢にあらわれたため桃園親王と号された(『尊卑分脈』)。

貞数親王

さだかずしんのう

第五十六代清和天皇(嘉祥三年(八五〇)〜元慶四年(八八〇))の皇子。四品。【生没】?々延喜十六年(九一六)五月十九日(三十三歳薨去説と四十二歳薨去説がある)。【系譜】母は中納言在原行平女。兄に第五十七代陽成天皇、貞固親王(母は治部大輔橘休蔭女)、貞元親王(母は参議藤原仲統女)、貞平親王(母は神祇伯良近女)、貞保親王(母は皇太后藤原高子)、貞純親王(母は神祇伯棟貞女)、貞辰親王(母は女御藤原佳珠子か)がいる。弟に貞真親王(三品。母は斎宮頭諸藤女)、貞頼親王(母は木工允藤原直宗女)、源長猷(母は賀茂氏越中守岑雄女か)、源長淵(母は大野鷹取女)、源長驥(母は信濃守佐伯子房女)、源長頼(母は大野鷹取女)、源載子(母は神祇伯良近女)がいる。子に源為善(従四位下。大舍人頭)がいる(『本朝皇胤紹運録』)。【歴史・伝説】

齋戒。祈請慰恤。望請加進位階。將答神望。仍增此等級。送致綵帛一百三十疋於出羽國。班祿俘囚。又令越中越後兩國。各送米一千斛。以充軍糧。○五日戊辰。明經博士學生等奉參內。帝不召見。即於日華門。賜祿而罷焉。○八日辛未。授常陸國從四位上勳八等吉田神正四位下。○十日癸酉。頒下山城河內攝津等國在國內。吹戶口分田。令鼓吹司檢領。○十三日丙子。勅以加賀國石川郡止觀寺。爲天台別院。○十四日丁丑。以紀伊守從五位下橘朝臣春行。爲少納言。散位從五位下源朝臣進爲圖書頭。從四位下實世王爲大學頭。大學頭從五位上藤原朝臣忠方爲大藏大輔。前河內守正四位下忠貞王爲大和守。從五位上守大藏大輔藤原朝臣諸藤爲伊勢權守。正五位下行陸奥守源朝臣恭爲兼常陸權介。從五位上行少納言兼侍從橘朝臣茂生爲上野介。從五位上藤原朝臣是行爲丹波守。是行貞觀十七年八月任。而丁母憂。解官。今以本官一起之。從四位下行大和守源朝臣顯爲但馬權守。備後守從五位下藤原朝臣安津爲伯耆守。○十八日辛巳。大風雨。流潦泛溢。頗損田疇。○廿日癸未。任伊勢齋內親王爲行。禊前後次第司。式部少輔兼文章博士從五位下菅原朝臣道真爲前次第司長官。判官主典各一人。兵部少輔從五位下兼行伊勢權介平朝臣季長爲後次第司長官。判官主典各一人。○廿三日丙戌。授常陸國正六位上稻村神從五位下。○廿四日丁亥。遣神祇伯從四位下棟貞王。從五位下行木工助大中臣朝臣伊度人等。奉幣伊勢

太神宮。○廿五日戊子。雨猶不止。遣使於貴布禰。丹生河上兩社。奉白馬各一疋。祈止雨也。是日。皇弟貞保親王於飛香舍。始讀紫求。從四位下行式部大輔兼美濃權守橘朝臣廣相侍讀。小會置宴。右大臣鸕鷀特喚。從五位上守左少辨巨勢朝臣文雄。文章博士從五位下兼行大內記越前權介都朝臣良香。從五位下行大內記島田朝臣良臣。正六位上行少內記菅原朝臣惟肖等數人。令賦詩。管絃間奏。夜分而罷。賜祿有差。○廿六日己丑。伊勢齋內親王欲以明日入野宮。仍於建禮門前修大被。○廿八日辛卯。伊勢齋內親王出自雅樂寮假宮。禊於鴨河。即日入野宮。○九月癸巳朔。三日乙未。御齋燒燈如常。○四日丙申。出羽國司飛驒奏。○五日丁酉。勅符出羽國司。曰。得八月二十三日奏狀。具知消息。初所以遣春風等發精兵者。爲赴彼國之急。而今來奏以爲賊氣已衰。官軍思舊。重之迎軍運糧。爲煩不細。因茲論之。春風等之前却。在彼國之強弱耳。量勢施計。不得適度。若當國之力。足以制賊者。移告而返之。不可必近引。且津輕渡嶋俘囚等。所請之事。以夷擊夷。古之上計。但野心難馴。動靜易變。偶生他意。後恐難制。宜量事勢。隨便進止。至于會狄俘。非事之意者也。若彌盡賊徒。勞賜不晚。今舉城燒亡。無處會聚。但援有功。加其賞賜。足以勸勵戎士。何必大饗。更致騷動乎。且其殺獲生禽。頗知破賊。彌以勉勵。速成大功。州書頻奏。驛使屢馳。務施平寇之策。莫以進引歲月。○

日本三代實錄卷第四十終

日本三代實錄卷第四十一

起元慶六年正月一日至五月

左大臣從二位兼行左近衛大將藤原朝臣時平等奉 勅

六年春正月甲辰朔。烈風大雨。雪平地一尺。天皇不受朝賀。七曜曆。藏水樣。腹赤魚等。所司付內侍奏。○一日乙巳。雪未止。是日。天皇加元服。其儀。天皇御紫宸殿。從二位行大納言兼左近衛大將源朝臣多。執御冠筥。昇自東階。度御前。假御座西。歸。當東階西面而立。太政大臣昇自西階。當西階東面而立。小選。太政大臣進執御冠。再拜膝行。跪奉。加天皇。膝行退立本所。大納言膝行。進理。皇帝御髮。膝行退立本所。皇帝起御。後殿。太政大臣降自西階。大納言降自東階。俄頃。皇帝御紫宸殿。太政大臣昇自西階。立前所。大納言昇東階。度御前。立太政大臣南。並東面。采女執御蓋。授太政大臣。太政大臣受酌。御酒。膝行進奏。奉置。皇帝御前。再拜膝行。退立本所。大納言執御蓋。酌御酒。膝行進奉。置御前。膝行退立本所。訖。

一憑殿

作右

作入字

一憑殿

太政大臣降自西階。大納言度御前。降自東階。皇帝御後殿。小時御紫宸殿。左右近衛府開闔門。親王已下。參議已上人。立宜陽殿西廂。四位五位相分入。立春與安福兩殿前。群臣共拜舞。行訖退出。百官六位主典已上於承明門外拜舞。是日。帝同產弟貞保親王同加元服。即便授三品。先是。預詔勸學院藤原氏小兒高四尺五寸已上者十餘人。加冠。是日引見。因雪地濕。故雨儀成禮。近仗服上儀。○三日丙午。天皇御紫宸殿。從二位行大納言兼左近衛大將源朝臣多行內辨事。親王已下。參議已上。入自闔門。立宜陽殿西廂。四位五位相分。立春與安福兩殿前。內辨大納言降自殿就列。正三位行中納言兼民部卿藤原朝臣冬緒相代。自東階昇殿。度御前。當西階北面而立。采女一人執御蓋。授中納言跪受。采女一人酌御酒。入御蓋。中納言膝行。進奏。奏詞。采女受御蓋。奉置。天皇御前。中納言小退。再拜奏。奏詞。訖。東殿降殿。立東階下。西面再拜。奏。奏詞。訖。親王已下五位已上稱唯再拜。中納言再拜稱。萬歲。次群臣共稱。萬歲。再拜舞踏訖。中納言昇殿。親王已下參議已上昇殿。四位已下侍。應。宴樂竟。日。極歡而罷。賜御被。宣制曰。天皇。宣大命。衆諸聞食禮。故昭文。正月朔日。諸仗服上儀。○七日庚戌。天皇御紫宸殿。賜宴群臣。寬。育馬。奏女樂。如常儀。宴竟。賜祿各有差。宣制曰。明神。大八州國所知。天皇詔旨。宣。

如常、類史七三
續稻、原作供稻
續一本、由本縣志
原四改〇而類
原作類〇、續一
本類史改〇請、
類史一本補
類史一九九、有
今月十四日乙卯
金剛峯寺開常會
照應中牒及大政
官處分事
致、類史四及五
作影

五百八十六

傳三祭事。猶有警陣。例也。○廿六日戊戌。諸衛解嚴。○廿八日庚子。天皇御武德殿。覽騎駒。散位從四位上。澤世王卒。澤世王者。二品仲野親王第八之子也。云云。年六十。三。除目五。三品貞保親王爲上野太守。○五月壬寅朔。二日癸卯。大和國司官。管高市郡從五位下。天川侯神社樹。有烏巢。產得四雛。其一雉毛色純白。○五日丙午。端午之節。如常。天皇御武德殿。觀四府騎射。及親王已下五位已上貢馬。○六日丁未。天皇御同慶殿。觀左右馬寮競走馬。諸衛馬上雜藝。○十一日壬子。但馬國新除介從五位下。菅野朝臣良松言。國出舉正稅雜稻七十四萬束也。而頻經減省。見舉少數。望斷賜降國穀。舉填足用。至是。勅以丹後國不動穀四千斛。因播磨國六千斛充之。除目五人。四品禪正尹。惟恒親王爲上總太守。本官如故。○十五日丙辰。遣使奉幣伊勢太神宮。及賀茂神社。告以定齋內親王并齋王也。散位從五位下時常王爲伊勢太神宮使。參議正四位下行右衛門督藤原朝臣諸葛爲賀茂神社使。○廿九日庚午。是月霖雨。賑給京師貧困病患之輩。

日本三代實錄卷第四十一 終

中辨。信濃守從五位下源朝臣道爲侍從。散位從五位下清江宿禰貞直爲圖書頭。從五位下小野朝臣喬木爲刑部大輔。從五位下藤原朝臣世文爲宮內少輔。從五位上藤原朝臣貞高爲山城權介。從五位下巨勢朝臣御津爲下野介。從五位下春岳真人冬道爲越前介。從五位下布勢朝臣眞繼爲安藝介。從五位下源朝臣省爲長門介。從五位下行助敷中原朝臣月雄爲讃岐權掾。助敷如故。從五位上藤原朝臣是行爲肥後守。從四位下行木工頭兼讃岐權守平朝臣正範爲右近衛中將。餘官如故。是日。不雨而雷。勅賜傳燈大法師位賢雲。近江國正稅稻四百束。○廿日戊辰。勅以清和院稻一千束直新錢二十貫文。付山城國。加舉正稅。收其息利。宛圓覺寺長明燈料。先是。清和院申牒稱。圓覺寺。是先太上天皇始於落飾。終於登遐之地也。南北一堂。莊嚴佛像。而定十口僧。供給齋飯。皆是先皇御願也。去元慶五年三月十三日。詔列於官寺一訖。而明燈未供。暗夜難照。望請准安祥寺例。以稻一千束。付國司。每年出舉。請其息利。於近寺愛宕郡。充常燈分。至是許之。○廿一日己巳。伊勢齋內親王應取近江國新道入於太神宮。仍下知伊勢國。又傳伊賀國舊路頓宮。下知伊賀。○廿三日辛未。任伊勢齋內親王義東司。正五位下行神祇大副大中臣朝臣有本。左近衛少將正五位下兼守左中辨行備前權介藤原朝臣有種。六位已下六人。○廿五日癸酉。任相模司。以中納言從三位兼行左衛門督源朝臣能有。參議正四位下行左兵衛督源朝臣光。參

議正四位下行皇太后宮大夫兼播磨守藤原朝臣國經。參議正四位下行左近衛中將兼近江權守藤原朝臣有實。參議正四位下行近江守源朝臣是忠。正四位下行左近衛權中將兼備前守源朝臣興基。從四位上行美濃守源朝臣貞恒。從五位上守左近衛少將兼讃岐介藤原朝臣高藤。左衛門權佐從五位上源朝臣昇。從五位上守左少辨兼行式部少輔藤原朝臣佐世。左近衛權佐從五位下藤原朝臣恒興。從五位下行左馬助藤原朝臣連並十二人爲左司。正三位行中納言兼民部卿陸奥出羽按察使在原朝臣行平。參議正四位下行右兵衛督兼伊豫權守源朝臣冷。參議正四位下源朝臣直。參議正四位下行右衛門督藤原朝臣諸葛。大藏卿正四位下源朝臣定有。散位從四位上源朝臣是貞。右近衛中將從四位下兼行木工頭讚岐權守平朝臣正範。右近衛少將正五位下兼行越中守源朝臣滋。右衛門佐從五位上平朝臣季式。從五位上守右兵衛佐源朝臣元。從五位下行右馬助在原朝臣載春。齋院長官從五位下兼守右少辨源朝臣希十二人爲右司。左右大臣已下於左仗下。先議定。差外記。實議草。向太政大臣里第視之。其後賜中務省。於外記候廳。拜除。即時左右司。各就左右衛門府。始行事。承前之例。始行事之時。各發音樂。而皇妣贈太皇太后御忌當今月晦日。仍隨停止。○廿六日甲戌。勅以三品行中務卿貞保親王爲右相模司別當。去元慶八年以三品行式部卿本康親王爲左相模司別當。今不改。○廿八日丙子。授常陸國正六位上鄉造神從五位下。○廿九日丁丑晦。大

降久
ラズ
雨

御母
南院式部
卿宮又桂
ス

延長二年六月十六日 十九日
延長二六十一

十六日、^{醍醐}雨降ル、是日、權律師安矣寂ス、

〔祈雨記〕^{天皇}延長二年六月十六日癸未、此夜丑刻雨降、及寅止、自去四日
以後久不雨、^{上御}已

〔僧綱補任〕^二興福寺本、權律師安矣、延喜十八年二月廿四日任、律宗、大
安寺戒壇和尚、依藤氏八十二、延長二年六月十六日入滅、八十八

十九日、^内郎司讀奏、

〔貞信公記抄〕六月十九日、民部卿行讀奏事、

二品式部卿貞保親王薨ス、

〔日本紀略〕^{天皇}六月十九日、二品行式部卿貞保親王薨、^{年五}

〔貞信公記抄〕六月十九日、式部卿親王薨、
延長三年三月一日、橘中將告法皇許、賜故式部卿宮之由、

〔一代要記〕^{皇子}貞保親王、二品式部卿、母女御高子、號南院式部卿
宮、貞觀十二年九月十三日誕生、延長二年六月十九日薨、

〔歷代編年集成〕^{清和天皇}皇子貞保親王、母同陽成院、一品式部卿、號南

御世系

清和天皇
第四皇子

親王ト爲
始ノ家
求テ讀マ
相侍讀廣

宮又桂親王、管絃仙、延長二年六月十九日薨、
〔體源抄〕^{十一}人々異名等、所被載仁智事譜也、

〔本朝皇胤紹運錄〕

清和天皇

貞保親王、^{二品}式部卿、^{南院}宮、^母同陽成天皇、^{安勝}院、^{貞保}親王

源國忠、^{從五下}、
源國珍、^{內從四上}、春宮大進、

基淵
〔三代實錄〕^{清和天皇}貞觀十二年九月十三日壬戌、第四皇子誕、皇太子同

母弟也、
〔三代實錄〕^{清和天皇}貞觀十五年四月廿一日乙卯、是日、定親王八人、^中

皇子貞保、母女御藤原氏、故中納言長良之女、^中爲親王、
〔三代實錄〕^{關成天皇}元慶二年八月廿五日戊子、是日、皇弟貞保親王於飛

香舍始讀蒙求、從四位下行式部大輔兼美濃權守橘朝臣廣相侍讀、小會置宴、
延長二年六月十九日

「貞保親王」(大日本史料 第1編之5、延長2年6月19日、国立国会図書館)

行。入辭、光彩射人、疎動左右、天子重信外国、悔恨不及。窮案其事、有画工毛延寿、為人形、老少必得其真。乃棄市。(3)昭君服毒死。挙国葬之。胡中地白草而此草独青、故曰青塚。

これはわが国で書かれた漢文で(1)は世説の賢媛篇の注所引と一致する、だいたい琴操による。(2)はだいたい西京雜記によるが、小異がある。(3)の前半は琴操や楽府解題によるが、後半は杜詩分類集註や大明一統志にのべるところ。

唐鏡(写本、神宮文庫蔵)も漢故事和歌集とともに活字本がないようだから、その王昭君の条を参考までにあげておく。

この御時宮中に美人多かりければ、かずをつくして御らんずるにをよばず、絵師してそのかたちをうつさせてそれを御らんじて、みめよきものをめしけり。しかればわれもわれもと絵師に物をとらせてわがかたちをよくかかせけり。

王昭君といひし人は齊国の王嬙がむすめなり。年十七にて内へまいりたり。もとより美女なれば、絵師をもかたらはぬほどに、わろくかきなしとけり。その時にえびすより女王一人たまはりて后にせんと申すに、王昭君みめわろければとてつかはさんとしけるにめして御らんずればなべてならずみえけり。宮中にとりては第一なり。みかどおどろきて悔おぼしけれども、王昭君といふ人をつかはさんずるなりと夷におほせられてければ、めしかふべきならずして、いふかひなくつかはしてけり。王昭君なくく九重

をいでぬ。みな人も目もあてられず。のちにわろくかきたる絵師をばつみせられけれどもさらにかひなし。ものおそろしげなる夷王昭君をうけとりて、馬にのせてゆきにけり。しばらくねたる袖のしづくばかりぞ、たびのそらのともとはなりにける。さりながらもみちのあひだかなしみをなぐさめむとて琵琶をぞひかせける。夷の城にて后とかしづく事たとふべきかなかりけり。心うしとても年月をへにければ、女子二人をむみてけり。王昭君をば晋の文帝の時よりあらためて王明君といへり。文帝の名の昭字にてありければ、はかりてかへたるなり。

(巻四、第九主孝元皇帝の条)

三十二番職人歌合に、

絵をかたり比巴ひきてふる我世こそうきめみえたるめくら成けれ

という「絵解」の歌をのせて「平家は入道の姿にて盲目なり。絵をとくは俗形にて離婁が明をおもてとして、しかも四絃を弄せり」とある。琵琶をもった盲目の僧形——琵琶法師がもつばら平曲をかたつたのに対して、琵琶をひきながら絵をさし示して説く盲目でない俗形もいたのである。そのレパートリは何であつたであろうか。やはりわが国のいくさがりりが主であつたと思うが、もし絵を前にしてそのいくさがたりにはさんで長恨歌や王昭君の外国だねの話なども織りこんでかたつたとすれば、かたちの上では蜀から出た女性の変文

かたりが昭君変を転じたのと似ていることになる。

中国において、唐末五代の変文から、遼・金・宋・元にかけて説話家が生れ、諸宮調・院本・雜劇と展開して、民間講唱文学の系統は、絵解きのなかりものから歌舞音曲の世界、さらに戯曲へと底辺の深い、かつ幅ひろい変容と展開を示すようであるが、奇しくもわが国でも王昭君の物語絵だけについてみて、朗詠・今様・宴曲・舞曲を経て、謡曲の演変に展開するようである。

9

王昭君こそ かなしけれ

月はみしよの かげなれど

漢宮万里思へば はるかなり

胡笳ひとこゑ なみだ添ふ(唯心房集)

大原声明の道場に隠棲した寂念の今様に、朝綱の朗詠の古調が、中世の変容をとげて行く姿をみる事ができる。宴曲、別紙追加曲、琵琶曲に、

馬上に愁吟切なりし胡国の旅、漢宮万里、月の前の腸となり、さらに朝綱作の漢詩を曾我物語や魚鳥平家では王昭君自身が夷に行く途に作ったこととしたて、龍鳴抄では懷円の作った和歌をうたったこととしたて。

昭君をよんだ日本人の作にかかる詩歌が、うたいものになつて行く一方、昭君の名をもった舞樂の曲としてももてはやされる。

2 日本では中絶したのを南の宮が尺八によつて吹き伝え

た。

3 醍醐天皇が九二〇(延喜廿)年に作り改めた。

4 その後絃家に伝えられ、管家に絶えたが、中院が絃より管にうつした。

南の宮貞保親王が日本に絶えていたのを「かばかりゆゆしきめでたきものたえんには心うけれ」といつて、尺八の譜よりたずねいだして伝えたという。教訓書の巻八、長笛の条に、短笛ハ尺八云、今ハ日闇法師、猿樂吹之。

貞保親王吹給王昭君ト云樂ハ絶テ侍リケルヲ、彼親王尺八ヨリ横笛ニハウツサレタリ。

とある。さて龍鳴抄の大食調曲の昭君曲の由緒物語によると「馬の上につぶしにふして、死なむとするに、つくりたる樂なり。このがくを聞きてこのなげきする、すこしなごみたりとこそはしるしたなれ」とある。漢宮秋の筋にすこし近づいているようである。

歌舞音曲の世界のみならず、造型的なつくりものとしても